

議事要旨(9)金融商品専門委員会における検討状況について

西川副委員長及び秋葉統括研究員より、「金融商品に関する会計基準」の改正点に関する説明がなされた。

改正基準の公表について、本来、デュープロセスからすると、公開草案を経て、最終公表に至るものであるが、今回の改正は、現行の会計上の取扱いを大きく変えないための技術的なものであるため、公開草案の手続きを経ずに公表する方向との説明がなされた。

すなわち、当該改正基準は、証券取引法を改正することとなる金融商品取引法の施行とともに、有価証券の範囲が拡大されるため、企業会計上、有価証券として取り扱う範囲を現状から大きく変更させないために、金融商品会計基準を改正するものである（具体的には、結論の背景の第53項で、これまで、証券取引法の有価証券に加算しているものを、改正により、金融商品取引法の有価証券を基礎とするものの、これに加減するものとする。）。

説明の後、出席した委員から、具体的に「金融商品取引法に定義する有価証券であっても企業会計上有価証券として取り扱うことが適当と認められないもの」には、どのようなものがあるかという質問があった。

これに対しては、金融商品取引法では、私法上の有価証券以外の信託の受益権も有価証券として取り扱われるため、改正前の金融商品会計基準のままでは、特定金銭信託のような単独運用の金銭の信託や貸付金や不動産など金銭以外の信託の信託受益権も例外なく有価証券となることから、これらを現状どおり有価証券とはしないよう、日本公認会計士協会の金融商品会計実務指針において扱われる予定である旨の説明がなされた。

以上